労働基準監督署の勧告等に関する項目

東大阪労働基準監督署の勧告書をお渡しする。

未払い賃金の支給に関する項目

この度、東大阪労働基準監督署から、かわち野高校における４月１７日から７月１１日までの報酬について支給するよう勧告があった。

それを受け、１月２２日にかわち野高校の管理職から、当該非常勤講師に対して謝罪するとともに、勧告に基づき報酬額の算定方法を説明した上で、２月９日に支給する旨を伝えた。

非常勤講師の報酬については、本来発令通知書等で、勤務に係る授業時間（付随する準備や評価を含む）に応じた報酬額を明示し、その勤務実績に基づいて支給することとなっている。

しかし、今回要求のあった遅延損害金については、民法等に基づくものであり、府の例規等の支給に係る根拠規定に、遅延損害金の支払等についての規定がないことを考えると、現状において遅延損害金を支給することについては難しいのではないかという認識をしている。

未払い賃金の発生に関する項目

本来、非常勤講師の方が授業以外の時間に業務を行う場合は、事前に管理職に申し出て、管理職がその業務内容を評価して、業務を命じることが必要。

また、業務を命じた場合は、その非常勤講師の始業時刻・終業時刻を把握することが必要。

今回は、学校において、非常勤講師の方が事前の管理職への申し出なく勤務を行っており、管理職が当該講師に対して事前の申告を徹底できていなかったこと、また、当該講師の労働時間を確認できていなかったことが原因。

今後は、このようなことがないよう、管理職に対して、授業以外の業務の管理や労働時間の管理などを適切に行うよう指導していく。

この度、東大阪労働基準監督署から、４月から７月までの労働時間の管理等に関して不適切である旨の勧告を受けた。結果的に、○○先生に未払い金が生じたことについて申し訳なかったと考えている。

今後は、授業以外の業務の管理や労働時間の管理を徹底し、適切に管理するよう、管理職を指導していく。

組合活動に関する項目

組合員であることをもって、不利益な取扱いは行わない。